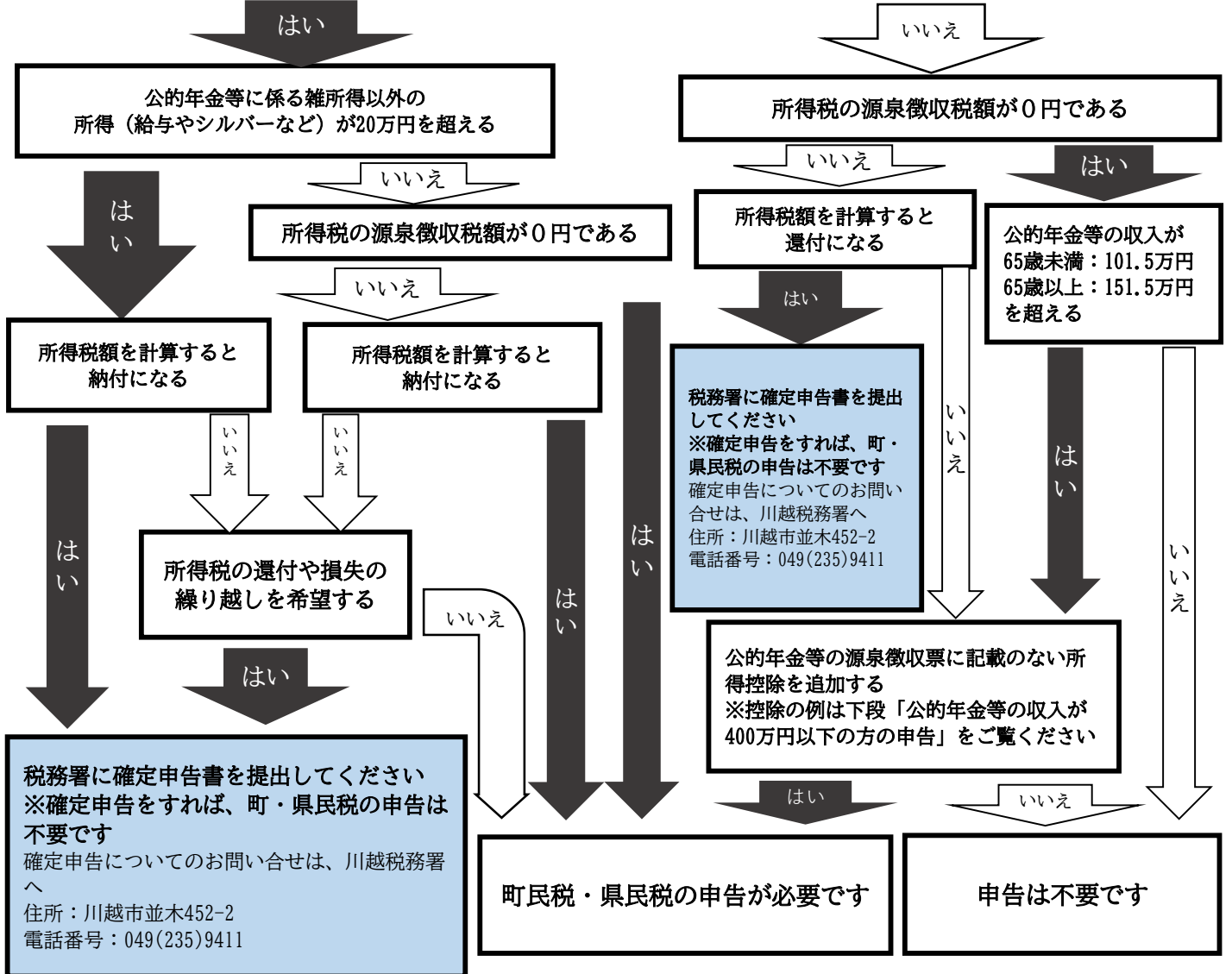


公的年金等の収入が400万円以下の方の 町民税・県民税申告フローチャート

公的年金等以外の所得がある



●公的年金等の収入が400万円以下の方の申告について

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を追加するには、町民税・県民税申告書の提出が必要です。

控除例：医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、ふるさと納税等の寄附金控除等

郵送での申告にご協力ください

例年、申告会場は大変混み合います。混雑緩和のため郵送での申告にご協力ください。

「町民税・県民税申告書」の書き方が不明な場合は、お名前等の必要事項をご記入のうえ、収入・控除等の添付書類を全て揃えてお送りいただくことも可能です。

※扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除等は記載漏れが無いようご注意ください。

※町民税・県民税申告書は三芳町ホームページからダウンロードまたは作成ができます。